



志摩市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 8 日

志摩市長

梶爪政吉

志摩市規則第30号

志摩市会計規則の一部を改正する規則

志摩市会計規則(平成16年志摩市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「志摩市税等口座振替依頼書」の次に「(以下「依頼書」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、納入義務者が当該指定金融機関等に対し、口座振替に係る必要な情報を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により提供することをもって代えることができる。

第17条第2項中「場合は、」の次に「同項本文の申出にあつては」を加え、「なければならない」を「、同項ただし書の規定による情報の提供にあつてはその旨を通知しなければならない」に改める。

第112条第4項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報

処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。